

「危険ごみ（火災の恐れのある物）」の収集について

危険ごみのなかで、火災の恐れのある物（電池等）について、令和7年1月より、透明な袋での排出を可能としております。（資源ごみの日に排出）

危険ごみの袋でも排出可能ですが、透明な袋で排出できるため、ごみ袋に貯める必要がなく、排出しやすくなっております。

透明な袋での排出が可能です。



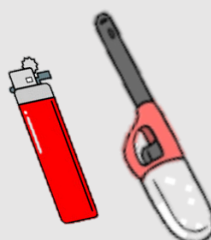
乾電池
（充電式も含む）



電子タバコ



モバイルバッテリー
（携帯型充電器）



ライター等



電気製品バッテリー
（リチウムイオン電池）

〔排出例〕

※ 袋から飛び出るチャッカマン等については、先を折ったり切ったりして、袋を縛ることができれば排出可能です。



- ① 中身が確認できるように**透明及び半透明**のビニール袋を用意してください。
- ② 上記危険ごみを入れて口を縛ってください。
- ③ そのまま、ごみステーションへ
（危険ごみの袋に入れる必要はありません）

※ 今まで通り危険ごみの袋での排出も可能です。



レジ袋など中身が確認できない袋での排出は回収できませんのでご理解願います。

問い合わせ先

西天北五町衛生施設組合



01632-5-1154